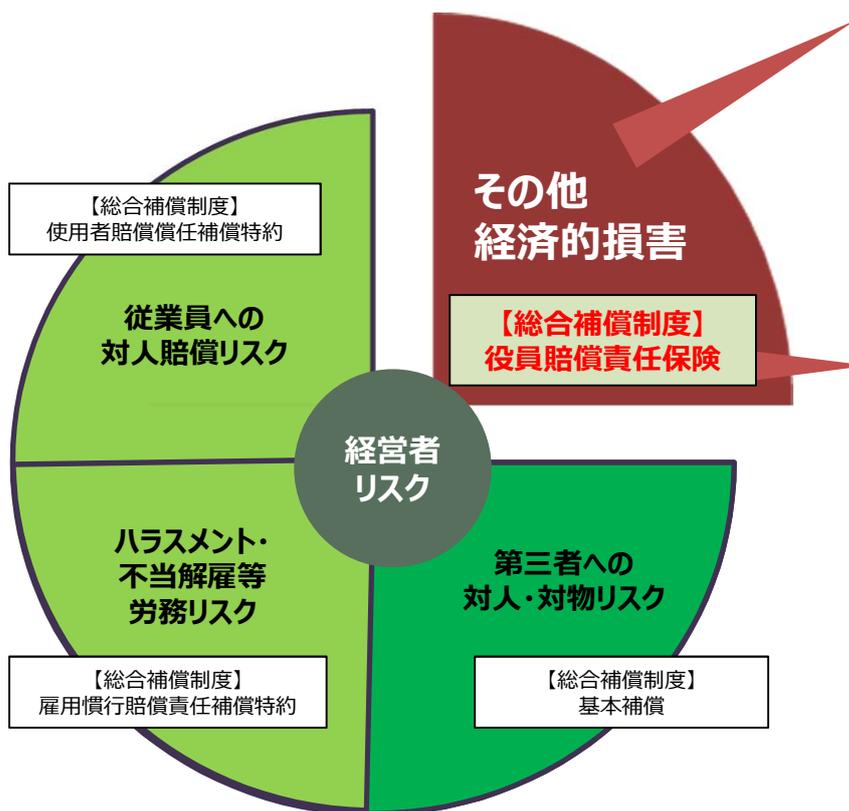


「障害者施設総合補償制度 役員賠償責任保険」のご案内

障害者施設総合補償制度は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を引受保険会社として、障害者施設・事業所を取り巻くさまざまなリスクに対応する公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員専用の総合補償制度です。

この「障害者施設総合補償制度 役員賠償責任保険」は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会を保険契約者とし、同協会の会員を加入者とする「会社役員賠償責任保険（D & O保険）」の団体契約です。この保険の「普通保険約款・特約集」・「保険証券」は、保険契約者（公益財団法人 日本知的障害者福祉協会）に交付されます。

理事・評議員の皆さまに 安心して業務執行いただく準備は、お済でしょうか？



法人からの賠償請求リスク

経理課長の長年にわたる横領が発覚、行政から法人に対し是正が求められた。**法人から**その損失額について、担当理事を含む**役員全員**に対し**損害賠償請求**がなされた。

第三者からの賠償請求リスク

利用者から、サービス提供内容が当初の約束どおりのサービスとなっていなかったとして、**サービス業務担当の理事**に対し、**損害賠償請求**がなされた。

施設の理事が3億円の横領事件を起こした。経営の維持が困難となることが判明したため、行政はやむなく建て直し資金2億円を投入した。**行政から**その経済的損失について、横領した理事のほか、その監督責任を問うべく、**理事長**その他**理事および監事**に対して、**損害賠償請求**がなされた。

D&O保険は、

貴法人への理事・評議員の就任要請に、安心感をもたらします。

- 善意（かつ無報酬）で役員等に就任している方も多くいらっしゃると思います。就任依頼を行う際には重要事項として法改正の説明は必要となりますが、安心して就任いただくために、法人としてD & O保険への加入をお勧めします。
- 損害賠償請求がなされる（訴えられる）のは実際に行為を行った役員だけではありません。他の役員も「監督・監視義務違反」を理由として**連帯して責任を負うことがあります**。これまでの訴訟事案においても、その多くが、行為を行った役員のほか、他の役員に対しても損害賠償請求がなされています。
- 理事・評議員などを**退任後、在職中の責任を問われ、法人から損害賠償請求される可能性**もあります。

役員は「経営の専門家」として一般の職員より重い責任を負っています。
役員個人として訴えられた場合等には、役員自身が損害賠償金や弁護士費用を負担する必要があります。

個人の財産を守り、社会福祉法人の役員としての業務を安心して継続いただくため、 **D&O保険の「ワイドプラン」**をおすすめします。

◆社会福祉法人の役員には、「第三者に対する損害賠償責任」と「法人に対する損害賠償責任」を負うリスクがあります。

第三者に対する 損害賠償責任	第三者訴訟	社会福祉法人の役員等が職務を行うにあたって悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合に、第三者が損害賠償を求める訴えを提起するもの。
法人に対する 損害賠償責任	法人訴訟	社会福祉法人の役員等が社会福祉法人に損害を与えた場合に、 社会福祉法人が損害賠償を求める訴えを提起するもの。

◆役員の方々と法人に必要な補償をパッケージ化し、充実の補償でお守りいたします。

- D&O保険では「ベーシックプラン」と「ワイドプラン」をご用意しています。
ベーシックプランでは **第三者訴訟** を、**ワイドプラン**では加えて **法人訴訟** **被保険者間訴訟** も補償します。
- 役員に対する補償以外にも、必要な補償をご用意しています。

役員に対する補償 法律上の損害賠償金・争訟費用 その他の「役員費用」	会社に対する補償 不祥事発生後の各種「会社費用」	+	オプション特約 ・上乗せ限度額補償特約 (役員の相続人用) ・雇用慣行賠償責任補償特約
会社補償に対する補償 会社が役員に負担する損害に対して 補償した場合の補償責任を補償	その他の補償 緊急費用補償、社外派遣役員、延長 通知期間、退任役員延長補償 等		

◆主なご契約条件は以下のとおりです。

*ご加入対象は、法人格が「社会福祉法人」のみとなります。

被保険者	記名法人のすべての役員（理事、監事） および評議員、施設長ならびにこれらに準ずる者、 退任役員、役員の相続人、社外派遣役員
保険契約者（記名法人）	貴法人
適用地域	全世界（一部日本国内のみまたは国外のみ対象）
先行行為	初年度契約の始期日以前の行為も補償



保険期間：令和4年4月1日午後4時～1年間 年度の途中からもご加入になれます。

手続きが完了した日から補償開始となります。中途加入の場合、補償制度の満期日は、令和5年4月1日午後4時となります。

このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず『障害者施設総合補償制度』パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは、普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

【引受保険会社】

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京南支店 世田谷支社
〒154-0023 東京都世田谷区若林1-19-6スリーアップ1ビル2階
TEL：03-3413-9853

【取扱代理店】

(2022年6月承認) B22-100958